

進捗管理委員会の議題追加 10月24日

座長 佐藤彰一 様

進捗管理委員 三島卓穂

本日は以下の点を議事に加えていただき、議事録に残していただくようお願いいたします。

A. はじめに

管理委員会の任期も半ばを過ぎ、帰結を急がなければならない時期に来ています。その結論を導く際に基本的な前提があると思います。その点をいくつかあげましたので、議論願います。

B. 本進捗委員会は進捗を管理する委員会であることの確認

進捗とは最終報告書に盛られた提言が現実化しているかを言う。管理とは曖昧な表現であるが、改革案の立案実施の主体ではない。当委員会の機能は、改革案が最終報告書の方向に向いているか時々コメント・提言すること、最後には進捗委員会最終報告書で改革についての評価・コメントし、対外的にメッセージを出すことである。

※補足するならば、進捗管理委員会には、改革案を立案し、実施する権限はない。県と交渉して改革案について落とし所を求める機関ではないあくまで県や袖ヶ浦の改革が最終報告書の趣旨を実現できたかを評価し是正を求める機関である。たとえ、改革が不十分であるとしても連帯責任を負う立場にはない。

歴史的経緯からみると、事件発生後から第三者委員会は、加害当事者でもある県や袖ヶ浦福祉センターにかわり、改革を主体的に提言し進める機能をもった組織であった。しかし、最終報告書以降は、進捗管理委員会であり、県・袖ヶ浦の改革の進捗を確認・評価する機能に変わっている。

現在までの議事は委員各自が論点について県・袖ヶ浦に確認し指摘してきた。また提案も行ってきた。この過程は必要であるが最終的には、各委員個別の意見・指摘ではなく、委員会としての意見を集約する作業に入る必要性がある。

C. 進捗委員会の最終報告書に盛り込む内容の確認

1. 期間内に数の半減、少人数化はできたのか、の評価とコメント

これは明文化されていて、言及は不可欠である。

2. 期間内に地域移行等、抜本的な改革を進めることができたのか

国連の権利条約、千葉県福祉宣言、中長期計画の核心は地域で住むことであり、今回の虐待の主要因が密室・隔離であることから「抜本的な改革」の核心的な要素である。改革案が地域移行について満たしているか否か、についての評価を行う。

袖ヶ浦の隔離ロケーションでの旧態依然の焼なおしプランも可能性としてあるとすると、今後、再建替えまでの20年は再び障害の重い人が密室に溜まり、虐待再発の組織が延命することになる。他方で、ほぼ組織・経営規模も双子とあってよい「はるにれの里」が地域展開できているのと対照的である。また、グループホームを廃止したことの是非も検討がいるのでは。

3. ガバナンスの問題についての評価

ガバナンスの欠如は最終報告書でも虐待の要因として指摘されている。この解決が袖ヶ浦の人事の刷新で十分なのか。事業団と県という支配・被支配関係の二重権力構造が生んだ問題こそが、ガバナンスの欠如をもたらしたのではないかの評価。今日、歴史的使命を失った事業団という極めて曖昧で便宜的な組織が今回の虐待の背景にある。いまだ荒れ果てた更正園の中での生活が改善できない現況がその象徴である。

4. 即時に廃止措置を取らずに延命策を取り今日に至ったことの評価

利用者を殺した犯罪組織が延命している理由は何か。通常は、経営陣(袖ヶ浦・県)の総退陣または施設そのものの廃止で抜本的な改革をしてきた。そうしなかったのは、ペナルティを与える県自身が当事者であり甘いという見方もできる。モラトリアム期間が必要という理由ならば、期間終了時にできなかった場合は再生能力がないと判断し、廃止すべきことになる。今回は当事者である県はコメントできず、進捗管理委員会しか言及できない。この点の評価が必要である。

5. 強度行動障害の人たちの半減政策についての評価

民間依存で、結局は引き取り手がなく、失敗に終わっている。施設にとっては、いてほしくない存在だから。はるにれの里のように、地域で、民間でできている事例を参考に方向を切り替えることはできないのか。コスト的にも人的資源からも問題はない。また他施設に預けるという方法論は施設間移行であり、地域移行ではない。

6. 委員会内部での議論と評価が必要だがその作業にいつから入るのか、

まだまだ改革作業は進行中であり、断定的な判断はできないにしてもそろそろ、委員会としての準備をしなければならない時期です。上記以外にも、盛り込む内容は、自浄作用についてとか、パーソナルサポーターとか、あると思いますが、抜本的な改革に関連する項目をあげてみました。